

さいたま市告示第1211号

さいたま市水道局告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等の契約（以下「物品納入等」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）並びに建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された建設業の種類（以下「業種」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

- (4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。
- (5) 2(2)～(4)に掲げるもののほか、名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていないときは、当該業務又は当該物品の調達に係る競争入札に参加することができない。

3 資格審査を受けることができない者

- (1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (3) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (5) 建設工事及び土木施設維持管理にあっては、次のいずれかの届出を行っていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 次に掲げる者は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
 - ア 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目を他の業種、業務又は営業種目に変更しようとする者
 - イ 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目について、再度資格審査を受けようとする者
 - ウ 有効期間内に申請することができる業種、業務又は営業種目の上限まで既に申請を行った者

4 資格審査の申請区分等

(1) 建設工事

ア 資格審査は、次表に掲げる業種ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

イ 申請することができる業種の数、主たる営業所（建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所又は建設工事以外の申請区分にあつては、本店又は本社等をいう。以下同じ。）及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について申請することはできない。

(2) 物品納入等

ア 資格審査は、次表に掲げる種目に係る営業種目ごとに行う。

印刷	図書・地図	事務用品・什器
学校・保育用品	日用品	繊維品
医療・衛生・福祉器材	広告・装飾	電気機器
精密機械	輸送機器	一般機器
燃料・油脂・燃焼器具	農・林・水産物	消防・安全・災害対策用品
資材	環境対策	レンタル・リース
物品の修理及び不用品の買受	その他	

イ 申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

ウ 申請することができる営業種目の数は、10以内とする。

(3) 設計・調査・測量

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

(4) 土木施設維持管理

申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

(5) 業務委託

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

建物管理等	警備	清掃
保守点検	施設運転管理	廃棄物処理
運送・運行	給食	イベント・催事
製作等	検査・測定・調査	計画策定
電算	文書管理	福祉サービス
その他		

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

イ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表1にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

ウ 別表1に掲げる書類のうち、埼玉県電子入札共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。

エ 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理において、令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者が、引き続き当該資格審査の申請を行う場合についての方法は、市長等が別に定めるところにより、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した申請（以下「電子申請」という。）により行うものとする。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
埼玉県ホームページからダウンロード

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji0506/kouji_teiki_top.html

イ 物品納入等及び業務委託
さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/011/005/p073690.html>

(3) 資格審査の申請受付（電子申請によるものは除く。）

ア 受付期間

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
令和4年9月1日から令和4年9月22日まで

(4) 物品納入等及び業務委託
令和4年10月3日から令和4年11月4日まで

イ 受付方法

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
郵送（令和4年9月22日消印有効）による申請（持参不可）

(4) 物品納入等及び業務委託
郵送（令和4年11月4日消印有効）による申請（持参不可）

ウ 郵送先

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課
審査担当（工事）

(4) 物品納入等及び業務委託
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

(2) 物品納入等、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び業務委託

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

(4) 物品納入等及び土木施設維持管理に係る代理人は、それぞれ1人とする。

(5) 業務委託に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

(1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査の総合評定値に別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とする。

なお、経営事項審査の総合評定値は、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」（以下「国土交通省通知」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」と

いう。)であって、資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

- (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の国土交通省通知別紙1及び2に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 業務委託

資格審査数値は、別表3(1)から(6)に定める経営財務状況の点数に、別表3(7)から(12)に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。

ただし、官公需適格組合であって、資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 建設工事

等級区分は、8(1)で定める資格審査数値をもとに、一部の業種について業種別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

イ 業種別の等級

- (ア) 土木工事業及び建築工事業
S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。
- (イ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業
A級、B級及びC級の3級に区分する。

(2) 業務委託

等級区分は、8(2)で定める資格審査数値をもとに、一部の業務について業務別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業務

建物管理等、警備及び清掃

イ 等級

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(3) その他

ア 各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表2のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表1及び別表3について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を、4に定める申請区分ごとの資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和6年度の有効期間中に別に定める。

12 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

13 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、次の各号に掲げる申請区分により直ちに届け出なければならない。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口（埼玉県）及び市長等に提出するものとする。

イ 物品納入等及び業務委託

関係書類を、市長等に提出するものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出なければならない。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったと

き、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

1.4 競争入札参加資格の再審査

- (1) 3(6)の規定にかかわらず、相続、合併、会社分割又は事業譲渡等により、名簿登載者から申請区分に係る当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、市長等に再審査の申請をしなければならない。
- (2) 3(6)の規定にかかわらず、名簿登載者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

1.5 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 2(1)に該当する者となったとき。
 - イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。
 - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。
 - ア 1.3(1)又は同(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出又は競争入札参加資格再審査申請等の際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。
 - ウ 名簿登載者として不相当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。
- (3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業種目又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。
 - イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - エ 登録等を営業の要件とする物品の調達に係る営業種目又は業務にあつては、登録等を受けていない者となってから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。
 - オ 資格者名簿に登載されている業種、営業種目又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1.6 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1.7 追加の資格審査

市長等は、必要があると認める場合には、追加で資格審査を実施することができる。この場合の資格審査申請の方法及び競争入札参加資格の有効期間等については別に定める。

1.8 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請業種、営業種目又は業務ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1.9 その他

詳細は、令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引による。建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理については埼玉県ホームページにて公開する。物品納入等、業務委託については、後日さいたま市ホームページにて公開する。

別表 1

添付書類	申請区分				
	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人で新規申請者のみ対象】	○		○	○	
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人のみ対象】		○			○
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○				
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】	○			○	
建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）	○				
建設業許可申請書（様式一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し	○				

添付書類	申請区分				
	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
建設業許可申請書(様式一号)、営業所一覧表(別紙二)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)の写し	○				
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○				
登録情報を証明する書類の写し			○		
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○	
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	○				
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の証明書					○
公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】	○				
ISO9001認証取得登録証の写し					○
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】	○				
ISO14001認証取得登録証の写し					○
監理技術者の状況	○				
建設業労働災害防止協会加入証明書(写し可)	○				
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】	○	○	○	○	○

添付書類		申請区分				
		建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
官公需適格組 合の算出方法 の特例を希望 する場合	官公需適格組合証明書の 写し	○				○
	経営事項審査の総合評 定値通知書の写し（組合と 組合員のもの）	○				
	官公需適格組合資格審査 数値計算表	○				○
	官公需適格組合の組合員 ごとの業務別内訳					○
	申請日現在有効な許可、 認可又は登録等の証明書の 写し					○
	当該組合と組合員の申請 日直近2ヵ年分の決算書 類（写し可）					○
委任状【代理人を設置する場合のみ対 象】		○	○	○	○	○
使用印鑑届【代理人を設置しない場合の み対象】		○		○	○	
さいたま市の市税納税証明書（写し可） 【さいたま市内に事業所等を有する場 合のみ対象】		○	○	○	○	○
誓約書		○	○	○	○	○
個別情報報告書		○		○	○	
資本関係又は人的関係確認書		○				
災害協定の協定書の写し又は災害協定 締結団体加盟証明書原本		○				
一般財団法人持続性推進機構によりエコ アクション21の認証・登録証の写し （ISO14001を認証取得し、登録 証の写しを提出している場合は、提出不 要）		○				○

添付書類	申請区分	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連 携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証 書 ウ さいたま市健康経営企業認定証		○				○
次世代育成支援対策推進法（平成15年 法律第120号）に基づく一般事業主行 動計画策定・変更届（受理印のあるもの） の写し又は認定を受けていることがわ かるものの写し【主たる営業所の所在地 がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
次世代育成支援対策推進法に基づく一 般事業主行動計画策定・変更届（受理印 のあるもの）の写し又は認定を受けてい ることがわかるものの写し						○
女性技術者又は若手技術者（申請日現在 35歳未満の者）の資格者証及び常勤し ていることがわかる書類の写し【主たる 営業所の所在地がさいたま市内の場合 のみ対象】		○				
CPDS／CPDで取得した単位数等 がわかる証明書等の写し【主たる営業所 の所在地がさいたま市内で土木・建築・ 電気・管・舗装・造園のいずれかの業種 を申請する場合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律（平成27年法律第64号） に基づく一般事業主行動計画策定・変更 届（受理印のあるもの）の写し又は認定 を受けていることがわかるものの写し 【主たる営業所の所在地がさいたま市 内の場合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく一般事業主行動計 画策定・変更届（受理印のあるもの）の 写し又は認定を受けていることがわか るものの写し						○
さいたま市消防団協力事業所表示証交 付書の写し又は消防団協力事業所認定 継続通知書の写し【主たる営業所の所 在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				

添付書類	申請区分	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
受付証・返信用封筒			○			○
提出書類チェックリスト			○			○
業者情報調書			○			○
契約実績書			○			○
代理店及び特約店報告書			○			
印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】			○			○
印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】			○			○
申請日直近2か年分の決算書類等（写し可）【法人のみ対象】			○			○
申請日直近2か年分の確定申告書等の写し【個人事業主のみ対象】			○			○
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し			○			○

別表 2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること <p>なお、締結している協定等は令和4年9月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	ISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	令和3年度・令和4年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び対象業種
工事成績	① 令和3年1月1日から令和4年1月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）	工事成績平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	-20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合	1案件につき-5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																										
CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS/CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成29年10月1日から令和4年9月30日の期間で取得したもの、④については、平成30年4月1日から令和4年9月30日の期間で取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続教育制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1" data-bbox="898 398 1187 712"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr><td>100～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1" data-bbox="898 790 1187 1104"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr><td>60～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1" data-bbox="898 1261 1187 1697"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr><td>250～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～149	4点	150～199	6点	200～249	8点	250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
取得単位数	配点																																												
1～19	1点																																												
20～39	2点																																												
40～59	4点																																												
60～79	6点																																												
80～99	8点																																												
100～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～11	1点																																												
12～23	2点																																												
24～35	4点																																												
36～47	6点																																												
48～59	8点																																												
60～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～49	1点																																												
50～99	2点																																												
100～149	4点																																												
150～199	6点																																												
200～249	8点																																												
250～	10点																																												

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者 	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	ISO14001の認証を取得している場合又はエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	<p>○ 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第12条の規定による認定を受けている者</p> <p>○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者</p>	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>○ さいたま市と包括連携協定を締結している者</p> <p>○ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者</p> <p>○ さいたま市健康経営企業として認定されている者</p>	10点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

別表 3

(1) 平均売上額

平均売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認証 取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、さいたま市SDGs認証企業 又は さいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

- 以下のいずれかに該当する者
- さいたま市と包括連携協定を締結している者
 - さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
 - さいたま市健康経営企業として認定されている者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき－1点